

お知らせ なんたん



第45号(2の1)平成19年11月22日発行

寄附禁止のルールを守って明るい選挙!

政治家が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると、処罰されます。また、有権者が寄附(きふ)を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

●政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

●後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

●年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。

●あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

<みんなで徹底しよう「三ない運動」>

- ・政治家は有権者に寄附を贈らない!
- ・有権者は政治家に寄附を求めない!
- ・政治家から有権者への寄附は受け取らない!

◇問合せ先 選挙管理委員会事務局(総務課内) TEL 68-0002

平成19年度くらしの資金貸付のご案内

くらしの資金貸付制度は、病気、失業、不測の事故、災害などで生活のための緊急一時的な資金を必要とされている世帯に貸し付けるものです。貸し付けを希望される方は、南丹市社会福祉協議会へ事前に相談してください。

●申込受付期間 12月3日(月)~14日(金)

●貸付限度額 10万円以内

●返済方法 毎月割賦償還(最長20回)

◇相談窓口 南丹市社会福祉協議会 本所 TEL (0771) 72-3220

各支所 園部 (0771) 62-4125 八木 (0771) 42-5480

日吉 (0771) 72-0947 美山 (0771) 75-0020

コイヘルペスウイルス病まん延防止にご協力ください

コイヘルペスウイルス病(KHV病)のまん延を防止するために、釣り人の皆さまのご協力をお願いします。

<コイヘルペスウイルス病とは...>

コイヘルペスウイルス(KHV)によって引き起こされる、コイ(マゴイ・ニシキゴイ)特有の病気です。感染力が非常に強く、水を通してコイからコイへ伝染します。致死率が非常に高く、発病すれば多くのコイが死亡します。

<川からKHV病のコイを持ち帰って、家の池に放すと...>

家のコイがKHV病にかかり、死んでしまいます。また、家の池が、ほかの池や川につながっていると、その池や川でもKHV病への感染拡大を引き起こすこととなります。ただし、持ち帰って、すぐに食べる場合は問題ありません。(KHV病魚を食べても人体には影響ありません)

●コイを川や池などに絶対に捨てないでください。

●川や池でコイの大量死を発見された場合や、飼育池で続けてコイが死ぬことがあれば下記へご連絡ください。

◇問合せ先 京都府農林水産部 水産課 TEL (075) 414-4996

京都府南丹広域振興局 農林商工部 TEL (0771) 22-0371

農業所得収支計算説明会を開催します

農業経営者の方は、実際の収入金額から必要経費を差し引く方法により、農業所得金額を計算し、申告していただきます。下記の日程で、農業所得収支計算説明会を開催します。事前申し込みは不要ですので、お問い合わせでご参加ください。

開催日	開催場所	時間
12月4日(火)	南丹市美山文化ホール 大ホール	午後1時30分~3時
12月6日(木)	南丹市園部公民館 大ホール	
12月11日(火)	南丹市八木公民館 3階 大集会室	
12月12日(水)	南丹市役所日吉支所 市民ホール	

『収支にかかわる書類の整理を!!』

平成19年に収穫した農産物の収入の分かる書類(出荷伝票など)や必要経費の分かる書類(領収書など)を整理の上、大切に保管し、来年(平成20年2月~3月)の申告に備えましょう。

●収支計算の算式 $\boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{所得金額}}$

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL 68-0004

各支所 地域総務課 総務係 TEL 八木 68-0020

日吉 68-0030 美山 68-0040

南丹ふるさと帰農セミナー受講生募集

「南丹ふるさと帰農セミナー」では、南丹市内に新規就農され、京の伝統野菜を生産されている方のハウス見学会を計画しました。

ハウス内での作業、農産物加工の体験や、農産物直売所の見学も予定していますので、これから農業を始めたいと考えておられる方の参加をお待ちしています。

●日時 12月8日(土) 午前10時集合

●集合場所 京都府園部総合庁舎(園部町小山東町) ※JR園部駅下車すぐ

●行程 ・中村有光さんハウス見学、体験(日吉町胡麻)

・氷室の郷そば打ち体験と昼食

・綿井幸二さんハウス見学、体験(八木町神吉)

・道の駅「京都新光悦村」見学と買物(園部町曾我谷)

●参加費 1,500円

●申込締切 12月4日(火)

◇申込・問合せ先 南丹ふるさと帰農推進実行委員会事務局 TEL (0771) 22-0133

南丹市担い手育成総合支援協議会(農政課内) TEL 68-0060

排水設備の適切な維持管理をお願いします!

間もなく大掃除の時期になります。排水設備の掃除もお忘れなく、下水道の維持管理にご協力をお願いします。

●宅内配管の維持管理について

各家庭で排水が接続されている分離マスは、台所から出る細かき調理くずなどを分離するマスです(油脂阻集器(グリーストラップ)が設置されている場合もあります)。下水道に直接、油や残飯などを流すと管の中で詰まってしまいます。台所に目の細かい「こし網」を付けたり、油は新聞紙で吸い取るなどして、直接流さないようにしましょう。

宅内の分離マスは、月に1~2回程度、忘れないように清掃をお願いします。清掃をしないと、分離マスが詰まり、宅内の配水管まで詰まることとなります。最悪の事態では、配水工事をやり直すことにもなりかねません。また、飲食店などの調理場施設からの排水については、油脂阻集器(グリーストラップ)の定期的な清掃など、適切な維持管理に努めましょう。

●分離マス、グリーストラップの清掃の仕方

家庭の台所から流れてくる排水を最初に受けるマスで、固形物を除去するカゴが付いています。かごにたまったごみや、マス内にたまったスラム(スポンジ状の浮遊物)や油脂類は、紙で吸い取るなどして水気を切り、燃えるごみとして処理してください。

◇問合せ先 下水道課 TEL 68-0054

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。